

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険会社の状況(2) —BaFin の 2016 年 Annual Report 等より (ソルベンシー II 制度下での報告(含む ORSA))—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

前回のレポートでは、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) の 2016 年の Annual Report (年次報告書) に基づいて、ソルベンシー II がスタートしての 1 年間を踏まえての、ソルベンシー II を巡るドイツの現状のうち、内部モデルや各種措置の適用に関係する状況等について報告した。

今回のレポートでは、新しいソルベンシー II 制度の下での報告について、これまでの報告との関係及び新たな報告である ORSA (Own Risk and Solvency Assessment: リスクとソルベンシーの自己評価) を巡る動向について報告する。

2—ソルベンシー II 制度下での報告

ソルベンシー II 制度がスタートすることによって、各種の新しい報告が行われることになる。BaFin は Annual Report の中で、ソルベンシー II 制度下で、ドイツの保険会社に求められる各種の報告の概要についてまとめているので、この章では、その内容を報告する。

1 | ドイツ商法(HGB)とソルベンシー II による報告の相違

保険会社及び保険グループが対象とする一般的な義務の 1 つは、経済的ポジションを定期的に公衆及び監督当局に報告することである。様々な法的要件によって、報告されるべき内容、いつ、どのくらいの頻度で、誰が誰に報告しなければならないか等が指定されている。さらに、資産及び負債の測定に適用される方針を管理するルールと、どのデータ転送方法を使用すべきかが規定されている。

2016 年 1 月 1 日のソルベンシー II の開始まで、保険会社の財務監督は、ドイツ商法(Handelsgesetzbuch: HGB)の会計要件に準拠した報告に基づいていた。現在、監督目的のソルベンシー II の測定制度は、欧州全体で関連する全ての保険会社に適用される。これは、欧州レベルで整合的で共同で設計されてきた非常に幅広く複雑な報告制度が発効したことを意味している。その範囲と複雑さは、とりわけ様々な国が自身

で過去に異なる経験をしてきたという事実を反映している。標準化された電子的報告手続きが EIOPA (欧州保険年金監督局) に情報が提出されることを可能にしている。

原則として、商法に基づく報告義務は、引き続き保険会社にも適用される。商法第 341a 条に従い、保険会社は、各会計年度の最初の 4 ヶ月間に前会計年度の年次財務諸表及び経営者報告書を作成し、監査人に提出することが求められている。これらの書類は、連邦官報に 15 ヶ月以内に公表されなければならない。

公衆への報告は、(商法の規定に加えて) 保険会計に関する規則を遵守しなければならない。この規制は、商法第 330 条(3)に基づいているが、保険会社の貸借対照表及び損益計算書のための規定された書式と、貸借対照表と損益計算書の個々の項目の報告及び測定のための特定の要件を含んでいる。

商法及び保険会計に関する規則で規定されている測定方針は、本質的に、慎重さと債権者保護の原則に基づいている。原則として、資産は、その原価、減価償却費と償却費及び決済額の負債を控除して認識される。商法第 341 条第 1 項は、保険会社の技術的準備金に関する一般的な会計原則を定めている。

BaFin の報告要件はかなりより詳細にわたっている。経済的ポジションに関する報告書の要件は、主に保険報告規則 (Versicherungsberichterstattungs-Verordnung) に含まれている。しかし、その規則は 2015 年末まで有効だったドイツの保険監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz) に基づいていたため、後に再発行する見通しで保留されなければならなかった。これは、その間に必要性が生じるあらゆる変更を直接組み込むことができることを意味する。関連する修正は 2017 年の第 2 四半期に予定されている。

とりわけ、修正された保険報告のドラフトには、BaFin に提出される内部報告書の形式と内容、ならびに要求される締切りとコピー数が含まれる。報告書は、監督目的で設計された分類と、事業種類及び保険種類別に分類された損益計算書ならびに特別な注記を使用して作成された貸借対照表で構成されている。保険報告規則によって要求される書式は、紙または電子的に提出することができる。

2 | ソルベンシー II に基づく報告

BaFin は、ソルベンシー II に関する全ての法的基礎、ガイドライン、解釈上の決定をホームページに掲載している。

ソルベンシー II に基づく報告は、ソルベンシー II 指令の適用範囲に属する全ての保険会社に適用される。しかし、追加の報告要件のみで構成されているわけではない。ドイツの会社については、四半期諸表ならびに投資及び財務予測に関する通知及び報告書など、一部が削除されている。BaFin は、主要保険会社及び再保険会社、保険グループ、年金基金の報告に関するガイダンス通知書に、報告に関する追加情報を掲載している。

委任法¹と 2 つの実施技術基準²は、ソルベンシー II の詳細な報告要件を含んでいる。

- 委任規則 (EU) 2015/35 には、ソルベンシー声明³に含める必要があるポジションの測定に関するルールが含まれている。全ての資産及び負債が継続企業ベースで公正価値で測定されるというソルベンシー II の基礎となる原則は、もちろんこの文脈で適用される。公正価値会計は、HGB の測定原則とは大きく異なるものである。

¹ Delegated Regulation (EU) 2015/35, OJ EU L 12/1.

² Implementing Regulation (EU) 2015/2450, OJ EU L 347/1, Implementing Regulation (EU) 2015/2452, OJ EU L 347/1285.

³ ソルベンシー声明は、貸借対照表に類似した資産及び負債のリストで構成されている。

- ・実施規則(EU)2015/2450には、その他の項目の中で、報告書と付随する説明書が含まれている。
- ・実施規則(EU)2015/2452は、主として、ソルベンシーと財務状況報告書(SFCR)に含める必要のある量的情報と、それを提示しなければならない形式を規定している。

これらの規則に加えて、2つのEIOPA指針⁴が関連している。ソルベンシーII指令⁵に基づく元受保険会社及び再保険会社の要件は、一般にグループレベルでも同様に適用される。

ソルベンシーII要件の範囲内に入る全ての保険会社は、関連する定量的フォームを含むソルベンシーと財務状況に関する年次報告書(SFCR)を公表し、一般大衆が入手できるようにしなければならない。また、報告書はBaFinに提出する必要がある。さらに、年間及び四半期の定量的報告は電子的にBaFinにのみ提供される。定期的な監督報告書(RSR)とリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)に続いて、ORSA監督報告書(OSR)も、該当する場合、電子形式で、毎年又は2年毎又は3年毎に、BaFinに提出する必要がある。

2019年までは報告書の提出期限が延長される。その後、委任規則の第312条に規定されている最終的な締切日が遵守されなければならない。当該事業者は、保険報告規則に記載されているテンプレートの正式な要件も遵守しなければならない。監督当局にとっては期限及び規定に従うことが重要なため、電子的に送信される情報がこれらの要件を満たしていない場合は、BaFinによって拒否され、提出されていないものとして扱われる。さらにBaFinは速やかにソルベンシーIIの情報をEIOPAに渡すが、これにはHGBの数字は当てはまらない。

要約すると、ソルベンシーIIの下での報告は複雑であり、公正価値会計などのHGBの報告とは異なる本質的な原則に焦点を当てている。さらに、ソルベンシーIIの測定は公正価値と継続企業的前提に基づいているため、会社の主要指標はより大きな変動の対象となる。新しいソルベンシーII監督体制が導入されてからわずか1年後で、報告制度はまだ初期段階にあり、さらなる開発の対象となる。

3—ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）

ソルベンシーIIのスタートによって、ORSAの報告が求められている。この章ではBaFinのAnnual Reportに記載されているORSAに対するBaFinの考え方等を報告する。

1 | BaFinが求める会社経営におけるORSAのあり方

ソルベンシーIIの発効により、保険会社は定期的にリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)を実施する必要がある。得られた知見は、継続的に会社経営にフィードバックされなければならない。ORSAをリスク管理制度の不可欠な構成要素として実施し、使用することは、とりわけORSAを実行する際の自由度が高いことから、会社にとっての挑戦である。2016年1月1日、BaFinはORSAの解釈上の決定に関する期待をまとめている⁶。

⁴ 報告及び公開に関するガイドライン及び報告のための市場シェアの決定方法に関するガイドライン

⁵ Directive 2009/138/EC, OJ EU L 335/1

⁶ www.bafin.de/dok/7499552 (ドイツ語のみ)

(1) 常にカバーを提供

保険会社は常にソルベンシー資本要件(SCR)と最低資本要件(MCR)を適格自己資本でカバーするポジションにあることを保証する必要がある。したがって、保険監督法第27条に基づき、定期的に(少なくとも年1回)、そして、リスクプロファイルに重大な変更があった場合に、ORSAを実施する必要がある。

ソルベンシーIIのPillarIIのコンポーネントとして、ORSAはリスク管理制度の重要な要素である。その分析によって、会社がSCRを下回っていることが明らかになった場合、適切なタイミングでリスクプロファイルを適切に調整し及び/または適格自己資本を追加することによって、対策を講じなければならない。

したがって、ORSAの中心的な機能は、規制上の資本要件が常に満たされているかどうかを評価することである。同様に重要なのは、規制資本要件とは無関係に、経済的ベースでのソルベンシーニーズを将来を見越して決定することである。この決定は、会社の一般的な計画期間(通常3~5年)に基づいており、現在のリスクに加えて、長期的にしか明らかにならないリスクも考慮に入れている。ORSAはまた、ソルベンシーIIのPillarIに対する是正措置を表している。会社の実際のリスクプロファイルとSCR計算の基礎となる前提との差異を決定するために必要な差異分析は、SCRが全ての重要な定量化可能なリスクを適切にカバーしているかどうかを立証する目的に役立つ。これには、会社が既にさらされているリスクとさらされる可能性のあるリスクの両方が含まれる。リスクがある程度まで考慮されていない場合、監督当局は介入することができる。

(2) 管理プロセスとの統合

ビジネス上の意思決定及び外部要因によって、リスクプロファイルに関連する変化が生じる可能性がある。結果として、ORSAの調査結果はビジネス戦略とリスク戦略にフィードバックされ、戦略的決定を行う際には継続的に考慮されることが意図されている。会社は、リスクプロファイル、したがって規制上の資本要件及びそれらの全体的なソルベンシーニーズに対する影響を、極めて重要な措置を取る前に評価しなければならない。特に、ORSAの調査結果は、事業計画及び資本管理ならびに商品開発に組み込まれる必要がある。このようにORSAのプロセスと報告は、長期的なビジネス管理に貢献する。

したがって、ORSAの中心的責任は経営陣にあり、個々の取締役委任されたり、完全に委員会に移管されることはない。BaFinは、経営幹部の全てのメンバーが、リスクプロファイルとその結果生じる資本の必要性を完全に理解していることを期待している。SCR計算の一般的な理解も要件である。これに基づいて、経営陣はORSAプロセスを積極的に制御し、会社のリスクと資本の必要性について話し合い、ORSAの調査結果と結論をBaFinに報告しなければならない。

(3) 監督実務

ORSAの重要性を考慮して、BaFinは準備段階においても特にその実施に細心の注意を払った。しかし、ORSAの取扱いに関する限り、ソルベンシーIIの適用初年度から様々なピクチャーが出てきている。いくつかの会社については、大きな課題がある。比例原則にしたがって、全ての保険会社は、適切な個別のORSAプロセスを確立し、対応するORSA報告書を作成する必要がある。一定の最小要件は、比較的容易にORSAに反映することができる。これには、例えば、ストレステストやシナリオ分析の実行、SCR計算の精査などが含まれる。そのような要件が適切に満たされているかどうかの評価も簡単だ。

他方、会社が ORSA の基本原則の 2 つ、すなわち、複数年次の視点と、それに関連して、企業経営への ORSA の使用を実践することは、かなり多大な労力を要するものである。

(4) 複数年次の視点

保険会社における ORSA の責任者は、必要とされる複数年次の視点について懐疑的な見解を示すことがある。将来の見通しに関する評価は資源と結びつき、予測は常に不確実性の対象となる。これらの予測の評価と、知識のある第三者が理解できるような詳しい文書化の準備は、課題になる。さらなる要素は、見積もりが間違っていると後で批判される可能性のある責任者の側の懸念である可能性が高い。BaFin は、将来のリスク負担能力の評価の妥当性とそれから得られる戦略的決定の基礎を形成する会社の結論に慎重に注意を払っている。

(5) 会社経営への使用

ORSA は、BaFin によって課せられる回避できない義務であることを意図するものではなく、上記のように会社経営のために使用する必要がある。会社は、適切な ORSA プロセスの実施に引き続き取り組んでおり、ソルベンシーI の下で確立したリスク管理手順を ORSA と統合している。ORSA 調査結果を会社内の関連部門に伝達することで、経営上の重要な決定に考慮することができるようになった。

戦略的決定に備えて同じことが ORSA のパフォーマンスにも適用される。この種のアドホック ORSA は、少なくとも、会社のリスクプロファイルに重大な影響を及ぼし、長期的なリスク負担能力に影響を及ぼすことが予想される場合、例えば、意図されるポートフォリオの移転に先立って実施されなければならない。同時に、会社自身の ORSA ガイドラインにおけるアドホック ORSA の必要性のトリガーとなる十分特殊な事象の定義は、時には ORSA を実施する際に望まれる自由度と矛盾することがあるかもしれない。

(6) 見通し

ORSA は、現在及び将来のリスク及び関連する資本要件の包括的な概観を、取締役及び監督当局に提供するために不可欠な手段である。ORSA の調査結果は、戦略的経営判断の基礎としてますます使用されている。BaFin は、ORSA をさらに発展させる目的で、保険会社との対話を継続する。

2 | 各社が提出した ORSA 報告書に対する BaFin の意見

BaFin は 9 月の BaFin Journal⁷において、「ORSA の分析：品質は向上したが弱点も明らかだ」を掲載している。さらに、その後 10 月 4 日に Web サイトで英語版「BaFin analysis: quality improved but weak spots still evident」を公表⁸している。

これらの報告書によると、「ORSA の報告は、全体的に良い方向に向かっており、多くの保険会社は、市場リスク、デフォルトリスク、保険引受リスク等主要なリスクを集中的かつ細かく取り扱って

⁷ <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNAEE2077F76CB2f066d0637ccf5a6931f6d72559146d4a3b06e1abbd5d574359a95663b54cdb4> (ドイツ語のみ)

⁸ https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2017/fa_bj_1709_ORSA_en.html;jsessionid=295FFD6A652BFDE5401AA51B7CCC0413.2_cid290 (英語版)

いる。オペレーショナルリスクの評価もまた、初期報告と比較して改善されている。」と評価している。一方で、弱点も見受けられるとして、以下の9つの項目を挙げている。

- ①情報の深さ
- ②データの適時性
- ③アドホック ORSA 報告書
- ④全体的なソルベンシーニーズの評価
- ⑤規制資本要件と技術的準備金の要件
- ⑥マネジメントの役割
- ⑦リスク評価の範囲
- ⑧ストレステストの品質
- ⑨SCR 前提からのリスクプロファイルの逸脱の評価

それぞれの項目についての概要は、以下の通りである。

①情報の深さ

ORSA 報告書には、提示された数値及び結論が基礎としている前提、方法、計算及び合理性が示されておらず、BaFin は将来の報告書がより多くのバックグラウンド情報を含むことを期待している。

②データの適時性

多くの会社は前会計年度の年次財務諸表からのデータに依存しているが、BaFin は、使用されるデータの期限を制限する要件を設定することを検討している。

③アドホック ORSA 報告書

リスクプロファイルの大幅な変更に起因して会社によって作成されるアドホックな ORSA 報告書がわずかしか報告されていないが、会社は、アドホック ORSA を実施している限り、いつもその結果を報告しなければならない。

④全体的なソルベンシーニーズの評価

全体的なソルベンシーニーズを評価する際に、会社は、ソルベンシー指令やソルベンシー II 委任法に規定されている経済的評価概念から逸脱する可能性があるが、その場合には、逸脱の合理的な正当化を提供しなければならない。

多くの会社の ORSA 報告書は、全体的なソルベンシーニーズを評価する際に使用した信頼度または安心度のレベルを明記しておらず、レピュテーション及び戦略リスクのような、標準式を使用して定量化できないために SCR 計算において考慮されない追加的な重大なリスクに対する潜在的な資本要件の評価を行っていない。

殆どの保険会社は、必要とされる中期的な期間を検討し、その半数は5年の見通しに基づいているが、ORSA 報告書では3年未満の予測しか提供していない会社もある。

⑤規制資本要件と技術的準備金の要件

将来の数年にわたる SCR や MCR や自己資本の想定値の予測に関して、ただ単に結果数値を報

告するだけでなく、BaFin は、予測の基礎となる内部と外部の条件についての前提や数値がいかにか得られるのかについての詳細に関する情報、目標カバレッジ率の水準や会社が特定した水準のモチベーションについての情報を期待している。

技術的準備金の要件の遵守の問題に対しては、要件遵守に関する潜在的な将来の問題や要件遵守のアクチュアリアル・ファンクションの評価等に関して、より詳細な情報を期待している。

ボラティリティ調整やマッチング調整などの長期保証（LTG）措置や技術的準備金やリスクフリー金利の移行措置を適用する会社は、規制資本要件への継続的な遵守や技術的準備金の要件を評価する時に、これらの措置を適用した場合と適用しない場合の両方の評価を行うが、ただ単に中期的な定量的影響を記載するだけでなく、その特定された影響が意味するところ、そしてこれからどのような結論を導き出したのかについて検討して、報告しなければならない。

会社が長期的なリスク負担能力を維持することに問題があるかどうかを決定して、難点を特定した場合は、ORSA 報告書は、原因、影響及び解決策とそれらの正当化の詳細を提供しなければならない。

⑥ マネジメントの役割

BaFin は、ORSA 報告書において、経営陣の戦略的決定における経営陣の貢献や ORSA 結果がどのように引き出されたのか、さらにどの潜在的な戦略的決定が ORSA において検討されたのか、結果がどうだったのか、についてのより詳細な情報を期待している。

⑦ リスク評価の範囲

特段の記述は無い。

⑧ ストレステストの品質

BaFin は、どのシナリオがどのような理由で選択されたのか、ストレステストの結果が正確にどのようなものだったのかについて等、保険会社によって実施されたストレステストに関するより詳細な情報を含むことを期待している。

⑨ SCR 前提からのリスクプロファイルの逸脱の評価

SCR の計算の基礎となる前提のそれぞれのリスクプロファイルからの逸脱の重要性を評価するために、多くの会社は、過小や過大に評価されたリスクの「相殺」を行っているが、これが可能となる条件がどの程度満たされたのかを ORSA 報告書に記載しなければならない。

より具体的には、以下のように記述されている。

① 情報の深さ

保険会社が BaFin に提出した報告書の大半は包括的であるが、それにもかかわらず ORSA の重要な定性的及び定量的結果を全て含んでいるわけではない。提示された数値及び結論は、それらが基礎とする前提、方法、計算及び合理性が報告書の中で示されておらず、また他の情報源からアクセスできないため、必ずしも理解できるものではない。それゆえ BaFin は、会社のリスクと資本管理についての評価を行うことを可能にするために、将来の報告書がより多くのバックグラウンド情報を含むことを期待している。

一方で、多くの保険会社は、彼らのリスク管理制度（RMS）がどのように構築されているのか、RMS と ORSA の監督要件についての一般的な情報を提供する。しかしながら、そのような情報は、ORSA 報告書の中に含まれておらず、将来も含まれるべきでない。

②データの適時性

BaFin は、殆どの場合、使用されるデータが最新ではないということを非常に懸念している。ORSA は現在の会計年度の第 3 四半期末または第 4 四半期まで実施されないが、多くの会社は前会計年度の年次財務諸表からのデータに依存している。

しかしながら、古いデータに基づく ORSA は、例えばリスク資本管理のような戦略的決定の基礎としては適切ではない。それゆえ、BaFin は、使用されるデータの期限を制限する要件を設定することを検討している。

③アドホック ORSA 報告書

特に注目されるのは、BaFin は、これまでのところ、アドホックな ORSA 報告書、すなわちリスクプロファイルの大幅な変更起因して会社によって作成される報告書、をごくわずかしか受け取っていないという事実である。

BaFin は、会社はアドホック ORSA を実施している限り、いつもその結果を報告しなければならないということを指摘しておく。これは、一旦評価が実施されて、ORSA を促したリスクプロファイルの疑われた重大な変化が実際に確認されなかった場合にも当てはまる。

④全体的なソルベンシーニーズの評価

全体的なソルベンシーニーズを評価する際に、会社は、ソルベンシー指令第 75 条及び定量的要件を決定する際に適用されなければならない資産及び負債の認識及び評価を取り扱うソルベンシー II 委任法に規定されている経済的評価概念から逸脱している可能性がある。しかしながら、この方式での会社の手続きは、このアプローチが会社の具体的なリスクプロファイルとビジネス戦略を反映するのに最も適切である理由を与えなければならない。将来、BaFin は、会社が ORSA に関する EIOPA のガイドラインに従って、逸脱の合理的な正当化を提供することを確実にするための努力を強化していく。会社がそうできなければ、実務の変更を要求することになる。

さらに、多くの会社の ORSA 報告書は、全体的なソルベンシーニーズを評価する際に使用した信頼度または安心度のレベルを明記していない。また、いくつかの保険会社は、SCR 計算の根底にある前提からのリスクプロファイルの逸脱を分析し、必要に応じて、全体のソルベンシーニーズを決定する際に、そのような逸脱を明示的に考慮するという要件を遵守することに失敗している。多くの ORSA 報告書において、標準式を使用して定量化できないために SCR 計算において考慮されない追加的な重大なリスクに対する潜在的な資本要件の評価は行われていない。これらには、例えばレピュテーション及び戦略リスクが含まれる。そのような評価は、例えば、そのようなリスクの実現の基礎となるシナリオの選択からの連鎖反応効果を定量化することによって、提供される。

ORSA においては、会社は、少なくとも 3~5 年の中期的なタイムホライズンによる評価に基づいて、自らがさらされている又はさらされるかもしれないリスクとソルベンシーの状況に対する将来のビューを有していなければならない。長期的にわたってのみ予見可能なリスクは、このタイムフレー

ムに適合するように分解される必要がある。殆どの保険会社は、必要とされる中期的な期間を検討し、その半数は5年の見通しに基づいている。しかしながら、その報告書では3年未満でしか予測を提供していない会社もある。たとえ、事業計画期間が過去においてより短かった場合でも、ソルベンシーIIの下での資本要件の変動性を考慮すれば、これは許容されない。関係する会社は、これらの新しい条件を考慮に入れるために、必要に応じて、計画期間を延長しなければならない。

⑤規制資本要件と技術的準備金の要件

多くの ORSA 報告書は、規制資本要件の継続的な遵守の評価から提供される結果は、単に、将来の数年間にわたる SCR や MCR や自己資本の想定値の予測や、これらの予測に基づいて資本不足があるかどうかについて述べることで構成されている。これらの詳細は十分ではない。予測の基礎となる内部と外部の条件についての前提や数値がいかに得られるのかについての詳細に関する情報がなければ、BaFin は、資本規制要件の継続的な遵守が保証されているのかどうかを評価することはできない。さらには、会社が資本管理措置を取る必要があるのかどうかを評価するために、BaFin は、目標カバレッジ率の水準や会社が特定した水準のモチベーションについての情報を期待している。

殆どの報告書で、技術的準備金の要件の遵守の問題に対しては、殆ど懸念が示されていない。提供された情報は、一般に非常に簡単で、詳細に欠けている。BaFin は、将来この領域で、特に要件遵守に関する潜在的な将来の問題や要件遵守のアクチュアリアル・ファンクションの評価に関して、より詳細な情報を期待している。

ボラティリティ調整やマッチング調整などの長期保証 (LTG) 措置や技術的準備金やリスクフリー金利の移行措置を適用する会社は、規制資本要件への継続的な遵守や技術的準備金の要件を評価する時に、これらの措置を考慮して、またこれらの措置を適用した場合と適用しない場合の両方の評価を行わなければならない。評価は、ただ単に中期的な定量的影響を記載するだけで構成されるべきでない。保険会社は、また特定された影響が何を意味しているのか、そしてこれからどのような結論を導き出したのかについて、検討して報告しなければならない。もし、グループの会社が LTG や移行措置を適用している場合には、ORSA において、グループレベルで影響が検討されなければならない。

ドイツに固有の特徴は、長期保証を提供する会社 (典型的には生命保険会社) もまた、ORSA において、長期的なリスク負担能力を検討する必要があるということである。そのような場合、将来 20 年までの見通しが適切となる。これに関連して、会社が長期的なリスク負担能力を維持することに問題があるかどうかを決定するだけでは十分でない。むしろ、会社がこの領域で難点を特定した場合は、それを具体的にどのように対処するつもりなのかを記述しなければならない。ORSA 報告書は、原因、影響及び解決策とそれらの正当化の詳細を提供しなければならない。

⑥マネジメントの役割

経営陣は、ORSA プロセスにおいて積極的な役割を果たすことが期待されている。さらに、戦略的な意思決定プロセスにおいて ORSA の結果を考慮する必要がある。提出された報告書に基づく、経営陣が実際にこれらの要件を満たしているかどうかは、多くの場合に明らかでない。例えば、どの程度厳密に、経営層が積極的な役割を果たし、ORSA プロセスに影響を与えたのか、についての具体的な説明はしばしば欠けている。ORSA の結果が戦略的決定に与えた影響の度合いは、報告書からは必

ずしも確認することはできない。ここでの情報の多くは、単に関係する要件が遵守されていることを主張する総括的な供述で構成されている。会社は、これらの結果に基づいて、経営層によって検討されたどの戦略的決定が ORSA の中で検証されているのかについても、同様に乏しい情報しか提供していない。これは、グループレベルでの ORSA 報告書の場合に特に当てはまる。

したがって、BaFin は今後、ORSA 報告書が、経営陣の戦略的決定における経営陣の貢献や ORSA 結果がどのように引き出されたのかについてのより詳細な情報を含むことを期待している。さらに、どの潜在的な戦略的決定が ORSA において検討されたのか、結果がどうだったのか、についてのより詳細な情報を提供しなければならない。

⑦リスク評価の範囲

(この項目については、記事の中で詳細な記載は行われていない。)

⑧ストレステストの品質

ORSA プロセスにおいて、ストレステストは、会社の資本要件を決定する上で重要な要素である。BaFin は、どのシナリオがどのような理由で選択されたのか、ストレステストの結果が正確にどのようなものだったのかについて、結果から会社が引き出した結論をただ述べるだけでなく、十分な情報を必要としている。

この方法で、会社が結果から引き出した結論に関する情報を提供することで、BaFin は、適用されたストレスが会社のリスクプロファイルに対して適切で、潜在的な弱点を明らかにして、主要なリスクドライバーを特定して、資本要件を正確に決定するのに適しているのかどうかを判断することができる。

それゆえ、BaFin は将来の ORSA 報告書が、保険会社によって実施されたストレステストに関するより詳細な情報を含むことを期待している。

⑨SCR 前提からのリスクプロファイルの逸脱の評価

SCR の計算の基礎となる前提のそれぞれのリスクプロファイルの逸脱の重要性を評価するために、多くの会社は、過小や過大に評価されたリスクの「相殺」を行っている。しかし、このような相殺は狭く定義された厳しい条件下でのみ可能となる。報告書には、このような条件がどの程度満たされたのかを記載しなければならない。

この説明が有効でない場合、またはそれが妥当でないと思われる場合、BaFin は条件が満たされていることの追加の証明を要求するか、または相殺を無視することを選ぶことになる。

最後に、今後の見通しに関して、「先見的な監督のための ORSA 報告書の重要性に照らして、BaFin は今後、適切で目標とされた報告を確保するためにより大きな注意を払っていく。必要に応じて、BaFin は個々の会社に改善を要求する。ORSA 報告書が今後要求される品質に欠けていることを発見した場合には、BaFin は関連する要件に関しての特別な詳細を提供することになるだろう。」と述べている。

(参考) EIOPA の ORSA 評価

EIOPA も 6 月 19 日に ORSA に関する監督評価を公表しており、これについては、保険年金フォ

ーカス「[EU ソルベンシー II の動向－EIOPA が ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）に関する監督評価を公表－](#)」（2017.6.27）で報告した。

その中で報告したように、EIOPA も基本的に BaFin と同様に、全般的には評価しているものの、ORSA プロセスにおけるマネジメントの導入、ORSA で使用されるストレステストの質及び会社のリスクプロファイルが標準式に従ってソルベンシー資本要件の計算の基礎となる前提から大幅に逸脱しているかどうかの評価等において、さらなる改善が必要である、としている。

3 | BaFin の意見に対する業界団体の反論

このような BaFin の意見に対して、ドイツの保険会社の団体である GDV（Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.）の金融規制専門家の Nicolas Edling 氏等は、BaFin の意見には驚いているとして、以下のような趣旨の反論を行っている。

- ・ ORSA は本来的に会社に特有の性質を有するものであり、一般的なコメントをするのは非常に難しい。
- ・ 各保険会社の ORSA の「文書化」においては、はるかに多くの情報が存在しており、それらは最終的なより短い ORSA 文書においては、より根本的なポイントについてのみ詳細に述べている。
- ・ より正確な文書は、保険会社によって保持されており、BaFin に全てを説明することができる。BaFin は保険会社との更なる協議を要請することができ、ORSA のより短いレポートは、全ての詳細ではなく、最も重要な点に焦点を当てるだけで十分である。
- ・ 取締役会メンバーは、ORSA を最も重要なリスク管理ツールの 1 つだと認識している。
- ・ ストレステストの前提を全て記載する場合、それは膨大なものになるので、ORSA 報告書では最も重要な前提だけを取り上げている。
- ・ 多くの保険ビジネスにおいては、データは長期間関連したままでいる間、殆ど変化しない。ORSA に最終的に現れるデータについては、詳細に検討し、取締役会は継続的な関連性と適用性を確保する必要がある。
- ・ 会社は、ORSA プロセスを評価し、その付加価値を確認している。

このように、作成者である保険会社と監督当局の間では、ORSA 報告書の重要なリスク管理ツールとしての意味合いや ORSA プロセスの付加価値等の全体的なコンセプトについては大きな差異は見られないものの、その具体的な作成において求められる記述の内容及びその水準等を通じての ORSA 報告書の持つ位置付けについては、かなりの認識の差異があることが明らかになっている。

4—まとめ

以上、新しいソルベンシー II 制度の下での報告について、BaFin の 2016 年の Annual Report や関係する文書等に基づいて、ドイツにおけるこれまでの報告との関係及び新たな報告である ORSA を巡る動向（BaFin の評価とそれに対する業界団体の反応等）について報告してきた。

新しいソルベンシー II 制度の導入に伴い、欧州の保険会社の報告負担がかなり増大しており、これ

に対する保険会社サイドからの問題意識がかなり高いことについては、以前のレポート⁹でも報告したとおりである。

特に今回のレポートで報告したように、ORSA 報告書については、欧州及び各国レベルで、その位置付け等について、業界と監督当局との間で各種の議論が行われている。こうした議論が形式的な報告書の量の増大や質の向上にとどまるのではなく、より適切なリスクとソルベンシーの管理に向けた実質的な改善につながっていくことを期待したい。

次回は、低金利環境下での生命保険会社の状況等について、報告する。

以 上

⁹ 「[ソルベンシーII の今後の検討課題について\(2\)ー実務面の課題及び Brexit の影響等ー](#)」(2016.12.12)